

## 新型コロナウイルス感染症に係る議会对応について

議会内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策については、令和2年11月11日に新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針が改定され、県内感染者が増加しフェーズが感染拡大期に移行していること及び議場にアクリル板を設置したことを踏まえ、本市議会も、引き続き感染拡大防止に留意した議会運営を行うため、当面の間、次の対応を行う。

### 1. 本会議について

- ・出席者は、消毒薬で手洗いを徹底し、マスクを着用する。
- ・換気のため、議場の扉は、開けたままとする。
- ・議長席、議員席及び理事者席の机上にアクリル板を設置する。
- ・議席からの質疑及び理事者の答弁等は、起立せずに着席した姿勢で行う。
- ・議員が当日に体調不良により欠席する場合は、医師の診断書を不要とする。

### 2. 常任委員会、議会運営委員会、議員協議会及び会派代表者会等について

- ・出席者は、消毒薬で手洗いを徹底し、マスクを着用する。
- ・委員会室又は協議会室の席は、できるだけ間をあけて座るよう配置する。
- ・換気のため、委員会室又は協議会室の窓を開ける。

### 3. 傍聴について

- ・傍聴は可能とするが、受付時に体調の確認及び検温を行い、発熱など体調不良の場合は、自粛を求める。
- ・傍聴者は、消毒薬で手洗いを徹底し、マスクを着用する。
- ・傍聴席は、間隔を開けた席とする。
- ・傍聴席を確保するスペースがないときは、別の委員会室でスピーカーを設置して行う。ただし、常任委員会を同日開催する場合は、行わない。

- ・議員による常任委員会の傍聴は、傍聴席を確保するスペースがないときは、別の委員会室でスピーカーを設置して行う。ただし、常任委員会を同日開催する場合は、行わない。

#### 4. 議場棟内について

- ・議場棟に入る際には、出入り口に置いている消毒薬で手洗いを徹底する。
- ・議場棟内では、マスクを着用する。
- ・控室及び応接室等では、窓や扉を開け、適時換気を行う。

#### 5. 議員の行動について

- ・議員は外出する際に、体調の確認及び検温を行い、発熱など体調不良の場合は、外出を控える。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用する。
- ・県外への視察及び研修は、自粛する。
- ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を伴う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛する。
- ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避ける。
- ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベントの参加を自粛する。

#### 6. 議員に感染が確認された場合（濃厚接触者となった場合も含む。）の対応について

- (1) 議員がPCR検査を受検することが決定した段階で、速やかに議会事務局に連絡する。

また、検査の結果が判明した際には、結果の如何に関わらず、その内容を速やかに議会事務局に連絡する。

- (2) 議員から連絡を受けた議会事務局は、その内容を速やかに議長、副議長及び該当の会派代表者に報告し、会派代表者は、所属の他の議員の健康状況に異変がないかを確認する。（当該議員が無会派の場合は、議会事務局が確認する。）なお、個人情報保護の観点から、その内容は、議会内に留め置くものとする。

また、議会事務局は、対象者の机、いす等をはじめ、対象者が接触したと考えられる範囲を、できる限り消毒に努める。

(3) 議員から PCR 検査結果の連絡を受けた議会事務局は、議長、副議長及び該当の会派代表者に報告する。

(4) その結果が陽性であった場合、保健所からの事情聴取等に対応するとともに事案の公表に向けて、各部署との調整を行う。

公表は、記者クラブへ記事提供により行う。公表内容は、原則として、議員の氏名、年齢、性別、居住地、経過・症状（登庁日と症状と市民対応の有無）、濃厚接触者、海外渡航歴、その他（通勤方法、マスク着用の有無、議場棟内の消毒状況）とする。

(5) PCR 検査結果が陰性であった場合、当該議員は、保健所の指示による健康観察期間が終了する日まで（概ね2週間程度）、議会に登庁しない。また、不要不急の外出も極力控え、外出する場合も公共交通機関の利用を控えるなど感染症拡大の防止に留意する。

#### 7. 議員の家族又は近親者等が、濃厚接触者となった場合の対応について

(1) 議員の家族又は近親者等が、濃厚接触者となったことが分かった段階で、議会事務局に連絡する。

また、検査の結果が判明した際には、結果の如何に関わらず、その内容を速やかに議会事務局に連絡する。

(2) 議員から連絡を受けた議会事務局は、議長、副議長及び該当の会派代表者に報告し、会派代表者は、所属の他の議員の健康状況に異変がないかを確認する。（当該議員が無会派の場合は、議会事務局が確認する。）なお、個人情報保護の観点から、その内容は、議会内に留め置くものとする。

(3) 当該濃厚接触者が PCR 検査を受け、陰性の結果が判明するまでは、議員は、議会に登庁しない。

また、不要不急の外出も極力控え、外出する場合も公共交通機関の利用を控えるなど感染症拡大の防止に留意する。

陽性の結果が判明し、議員が濃厚接触者となる場合は、「6. 議員に感染が確認された場合（濃厚

接触者となった場合も含む。)の対応について」の対応とする。

## 8. その他

- ・議員が新型コロナウイルス感染症に感染又は感染した恐れがあることを理由に、委員会等を欠席する場合は、議長又は委員長は、正当な理由があるものと認める。
- ・状況に大きな変化がある場合は、改めて会派代表者会で対応策を決定する。

※下線部は修正、追加した部分